

防府市上下水道局防災対策要綱

平成15年3月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、法令及び山口県地域防災計画・防府市地域防災計画・防府市国民保護計画その他別に定めがあるもののほか、市民の生活安定に必要な不可欠な上下水道における防災に関し、災害予防、応急対策、復旧活動その他の必要な災害対策について必要な事項を定めることにより、迅速な対策、復旧等を実施することを目的とする。

(前提となる災害)

第2条 前提となる災害は、次のとおりとする。

- (1) 暴風、豪雨、地すべり、洪水、高潮、豪雪、地震、津波その他異常な自然現象による災害
- (2) 大規模な火災又は爆発、放射性物質・可燃物・有害物質の大量流失産業災害その他大規模な人為的災害
- (3) 凍結災害、大口径管破損災害、停電災害として、別に定める災害対策マニュアル（以下「災害対策マニュアル」という。）に規定する災害

(配備体制)

第3条 市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害予防の措置又は災害応急対策を実施するための体制の種別及び基準等は、別表によるものとする。

(自主参集の心得)

第4条 職員は、勤務時間外に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、積極的にテレビ、ラジオ、インターネット等により情報を収集し、前条に定める非常事態に該当すると認めるときは、別に定める災害対策マニュアルに基づき自ら進んで参集するものとする。

(初動体制)

第5条 災害発生後、迅速に災害対応を行うため、災害対策本部が設置されるまでの初動体制は、次のとおりとする。

- (1) 初動体制は、防府市災害対策本部設置運営要綱（第1、第2非常体制）の定めにより、防府市上下水道事業管理者（以下「管理者」とい

う。)が必要と認める人員、局次長及び課長、主幹とする。

(2) 初動体制の指揮者は、次の区分によるものとする。

- ア 地震災害 総務課長
- イ 風水害 水道課長
- ウ 凍結災害 水道課長
- エ その他状況により管理者が命じた職員

(対策本部)

第6条 対策本部は、管理者が設置し、その名称は次のとおりとする。

- (1) 地震災害対策本部
- (2) 風水害対策本部
- (3) 凍結災害対策本部
- (4) その他管理者が定めた対策本部

2 対策本部の体制、組織及び業務分担は、災害対策マニュアルによるものとする。

(応急対策)

第7条 災害が発生したときは、速やかに水道及び下水道の各施設を点検し、被害状況を把握する。漏水等により道路等に陥没が発生している場合は、保安柵等により危険防止措置を実施する。また、被害が拡大するおそれがある場合又は二次災害のおそれがある場合は、速やかに応急措置を実施する。

(応援要請)

第8条 管理者は、局単独での早期の復旧活動が困難であると認めたときは、防府市指定給水装置工事事業者（以下「指定業者」という。）、関連業者、日本水道協会関係団体（以下「日水協関係団体」という。）、市、県及び自衛隊への応援要請を行うものとする。

2 前項に定める要請において、県への要請にあつては市を通じ、自衛隊への要請にあつては県を通じ、日水協関係団体への要請にあつては相互応援対策要綱、指定業者への要請にあつては災害時における水道施設復旧支援に関する協定書に基づいて行うものとする。

(報道機関への発表)

第9条 災害状況及び応急対策の状況等の報道機関への発表は、総務課長又は

総務課長補佐が行う。

(関係機関との協議)

第10条 非常時に際し、速やかに対応できるよう関係機関と毎年必要な協議を行うものとする。

(備蓄資機材)

第11条 非常事態に備え、必要最小限度の資機材は毎年点検し、備蓄しておくものとする。

(防災会議)

第12条 管理者は、災害防止等のための計画又は第6条に規定する対策本部の設置等について、必要に応じて防災会議を開催することができる。

2 前項の防災会議は、次の者をもって構成する。

(1) 会長 管理者

(2) 副会長 局次長

(3) 委員 各課長、主幹及び管理者が指名した職員

(資料の保存)

第13条 防災実施事項については、それに伴う写真、記録、データ等を整理し保存しなければならない。

(その他の事項)

第14条 この要綱に定める非常体制の業務を処理するに当たっては、原則として、他の全ての業務に優先して迅速かつ的確に処理するとともに、関係機関と連絡を密にし、業務の協調及び調整を図らなければならない。

2 災害の基礎知識、被害想定、防災計画における市と上下水道事業の配備体制、情報連絡体制、各自の職務分担等について、研修会、講習会、訓練を開催し、職員の災害時における判断力の養成、防災上の知識および技術の向上を図らなければならない。

附 則

この要綱は、平成15年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年9月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年11月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(別表)

地震・津波対策

体制名	配備基準	勤務時間外における自主参集の判断基準
警戒体制	・市内で震度4の地震が発生したとき	警報対応当番者1人
第1非常体制 地震災害対策本部設置	・市内で震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき ・「山口県瀬戸内沿岸」に津波注意報が発表され、その状況から必要と認められるとき ・地震、津波により、災害が発生し、又は発生のおそれがあり、その規模及び範囲等の状況から必要と認められるとき	主幹以上の職員及び課長が必要と認める人員
第2非常体制 地震災害対策本部設置	・市内で震度6弱以上の地震が発生したとき ・「山口県瀬戸内沿岸」に津波警報又は大津波警報が発表されたとき ・地震、津波により、市内全域にわたる災害が発生したとき、局地的災害であっても被害が甚大であるとき又は大規模の災害発生を免れないと予想される時	全職員

風水害対策（停電対応）

体制名	配備基準	勤務時間外における自主参集の判断基準
警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> 大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪警報のいずれかの警報が発表されたとき 	警報対応当番者 1 人
非常体制 風水害対策本部設置	<ul style="list-style-type: none"> 水源地、配水池、浄化センター、ポンプ場の施設又は配水管路等の被災が重大な状況と判断したとき 風水害により、災害が発生し、又は発生のおそれがあり、その規模及び範囲等の状況から必要と認められるとき 	災害発生時連絡体制の配備による

凍結災害対策

体制名	配備基準	勤務時間外における自主参集の判断基準
事前準備の体制	<ul style="list-style-type: none"> 当日の凍結による修理受付件数が 10 件を超えたとき 	水道課長
非常体制 凍結災害対策本部設置	<ul style="list-style-type: none"> 当日の凍結による修理受付件数が 20 件を超えたとき 	災害発生時連絡体制の配備による

その他

体制名	配備基準	勤務時間外における自主参集の判断基準
警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> その他状況により管理者が命じたとき 	警報対応当番者 1 人
非常体制 災害対策本部設置	<ul style="list-style-type: none"> その他状況により管理者が命じたとき 	災害発生時連絡体制の配備による